

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	（仮称）札幌自然史博物館整備検討に係る補足調査業務
発 注 課	市民文化局文化部文化振興課
選 定 事 業 者	株式会社丹青社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。） 本業務は、平成26年度に策定した「（仮称）札幌博物館基本計画」、平成30年度に策定した「（仮称）札幌博物館展示・事業基本計画」及び上記計画に基づいた諸室構成等に関する令和元年度の検討結果を基に、想定する施設規模等の補足調査を行うものである。 当該事業者は上記2計画及び令和元年度の検討業務の受託事業者であり、本市の博物館計画について熟知しており、本業務の遂行に不可欠な業務実績や知見、検討経過について十分な蓄積があることから、検討期間の短縮及び調査に係る経費の節減を図ることができる。併せて業務の継続性が確保されることにより、本業務を確実に円滑に遂行できる唯一の業者である。 以上の理由から、当該業者への委託は契約の目的を達成させるために必要不可欠であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、特定随意契約とする。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第91条第1項（一）